

るあかりさうじのやぶればかりを、禪尼手づから小刀して、きりまはしつ、はられければ、せうとの城介義景、其日のけいめいして候けるが、給はりてなにがし男にはらせ候はん、さやうの事に心得たる者に候と申されければ、其男尼が細工によもまさり侍らじとて、猶一間づ、はられけるを、義景みなを張かへ候はんは、はるかにたやすく候べし、まだらに候もみぐるしくやと、かさねて申されければ、尼も後は、さはくとはりかへんとおもへども、けふばかりはわざとかくて有べきなり、物は破たる所ばかりを修理して用る事ぞと、わかき人に見ならはせて、心つけんためなりと申されける。○下略

〔述齋偶筆〕あかり障子のこは尋常にすべし、巧に過たるほどくらし。

〔安齋隨筆〕一雨。障子をはるには、糊に酔を少し加へたるがよし、からかさつくろひにも、酔のりよし。

〔鳩巣小説〕一堀田筑前守殿。○中存生ノ内ハ、常憲院様吉。○中略役者ヲ御近習ニ被召仕候コトナド無之候、一度御能有之筈ノ處、俄ニ雨天ニ相成候テ、油障子ヲ可申付由、牧野備後守ドノ申サレ候、筑前殿被申候ハ、タトヒ公家衆ナド御馳走ノ御能ニテ、一度モ二度モ延候以後、雨天ニ候ハバ油障子被仰付御能有之可然候、是ハ御慰ノ御能ニテ候、雨天ニ候ハバ、イク度モ御延引ナサレ、イツニテモ晴天ノ節仰付ラレタルガヨク候由、達テ申上ラレ、御能止。

〔下學集〕器財門衝立障子

〔節用集〕財門衝立障子

〔易林本節用集〕津財門衝立障子

〔倭訓栞〕都編十五ついたて 俗に屏風を云、衝立の義也、七修類橐にいふ硬屏も是なるべし、枕草子についたてさうじと見えたり、肥前につきたて、豊州にさらふといふ。